

韓国における国と地方の財政関係

李 熙 錫

【要旨】

韓国における国（中央）と地方の財政関係は、極めて密接な関係にあり、国から地方へ膨大な財源が補填される。その財源補填は、国が地方政府に対して使途を決めるか否かによって大きく一般補助金と特定補助金に分類される。主な一般補助金である地方交付税は、地方自治体（団体）の財政保障機能および財源調整機能を持っており、その配分によって自治体は一定の公共サービスを提供する。特定補助金は、国庫補助金などがあり、国と地方の利害関係において使途が決まっているものである。

本論文では、韓国の国と地方の財政関係を取り上げ、国と地方の税源配分、国と地方の財政規模、そして財源補填について考察した。また国から地方への財源移転である地方財政支援制度について地方交付税、国庫補助金、地方教育財政制度を考察した。さらに、地方自治体の代表的な移転財源である地方交付税については、その種類、総額の決定、そして地方自治団体への配分を明らかにした。

キーワード： 地方財政、財政配分、地方交付税、国庫補助金、地方教育財政交付金

目 次

はじめに

I. 国と地方の財政関係

II. 地方財政支援制度

III. 地方教育財政支援制度

IV. 地方交付税

おわりに

はじめに

韓国の財政システムは、日本と同様に、中央政府に財政の権限が集中した中央集権的財政システムであり、米国のような連邦制国家とは異なる。韓国の政府部門は、中央政府（国）と地方政府（地方自治団体：特別市・広域市・特別自治道・市郡区）の二段階に構成され、国民生活と深く関わる公共サービスを提供している。国は国防、外交、司法、大規模な公共事業などを提供し、地方政府（地方自治団体）は教育、ごみ処理、警察、消防、道路、上・下水道など、国民の日常生活に密着した公共サービスを提供する。

現在、韓国の地方自治体は 17 の広域自治団体（特別市 1、広域市 6、特別自治市 1、道 8、特別自治道 1）と 227 の市郡区（市 75、郡 83、区 69）で総計 244 の地方自治体が存在するが、各地方自治体の財政規模や財政力には大きな差異がある。

すべての地方自治体は、法律の規定より義務として行う公共サービスを財政力とは関係なく一定な水準で提供することが求められている。つまり、全国どの行政区域でも一定の公共サービスが提供されなければならないとされている。

本来、地方自治体が公共サービスを提供するための財源の大宗は、地方税などの自主財源で賄うべきではあるが、税源は中央政府に集中しており、また地域間の税源の不均衡もあり、地方自治体すべてが必要とする財源を自らの地方税収入で賄うのは不可能である。

この地方自治体に対する財源補填の仕組みが財政支援制度である。これは、地域間の税源偏在や財政不均衡を解消し、すべての地方自治体が一定の公共サービスを確保できるよう財源を保障することであり、その中心的な役割を、地方交付税が担っている。

こうしたことを踏まえ、本論文では、韓国の国と地方の財政関係を取り上げ、国と地方の税源配分、国と地方の財政支出額、そして財源補填について考察する。特に地方自治体の歳入において重要な役割を果たしている地方交付税は、総額の決定、地方自治体への配分等を検討する。

I. 国と地方の財政関係

(1) 財源配分と財政歳出額

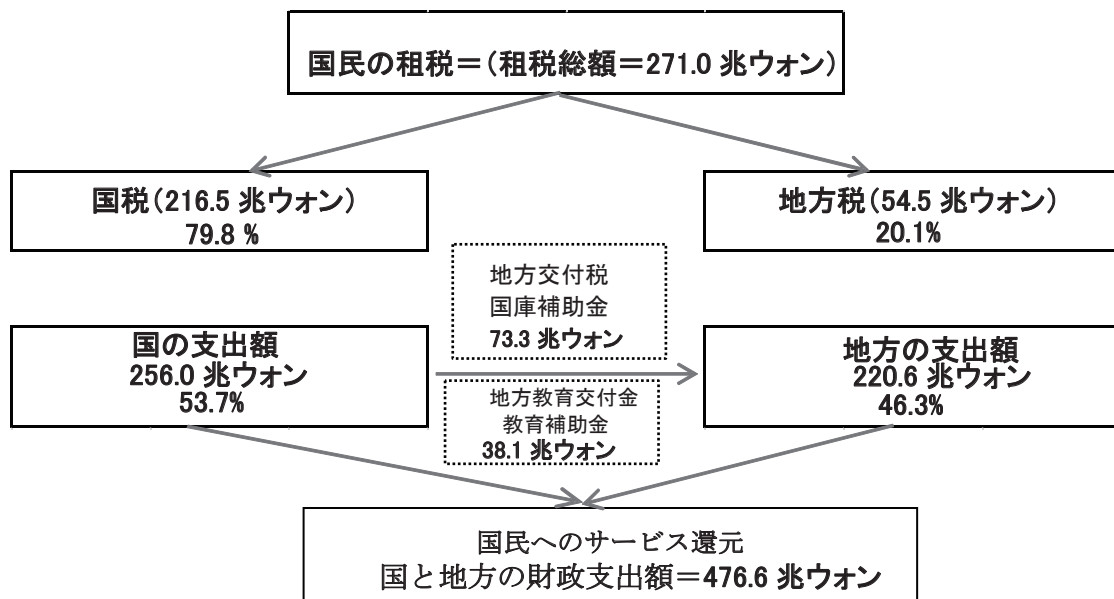
韓国の中央政府は、租税、国債などの財政収入を用い、国民に様々な公共サービスを提供し、さらに地方政府への財源移転も実施している。主要な国税は、所得税、法人税、相続・贈与税、付加価値税、個別消費税などがある¹。

第 1 図は、中央と地方の財源配分を示したものである。租税全体の内訳（2014 年度予算）をみると、国税は 216.5 兆ウォン、地方税は 54.5 兆ウォンであり、国税が租税全体の約 80% を占めている²。概ね、国税と地方税の割合は、4 対 1 である。

一方、租税や国債などを財源とする国の財政規模は、256.0 兆ウォンにのぼり、財政全体の

53.7%に及んでいる。国からの補填財源や地方税、地方債などの地方の財政規模は、220.6 兆ウォンである。その内、地方財政の歳入における依存財源と自主財源の割合は、42.3%と 57.7%である。依存財源の中には、地方財政支援が 73.3 兆ウォンと地方教育支援の 38.1 兆ウォンが含まれる。

第 1 図 国と地方の財源配分 (2014 年度予算)



注：国と地方の財政は、純計予算基準。

出所：企画財政部『租税概要』2014 年度、安全行政部『地方自治体統合財政概要』2014 年より筆者作成。

国と地方の財政支出額の比率は、53.7%と 46.3%になる。これらの財源は、国民へのサービスとして還元される。国民へのサービス還元ができる国と地方の財政支出額は、合わせて 476.6 兆ウォンである。

このように、租税収入における国と地方の比率（8：2）と、国と地方の財政支出額の比率（5.4：4.6）は両方とも国に財源が集中している。税源は、国に多く配分されており、国から地方自治体への地方交付税や補助金などの財源調整をしても国家財政が地方財政より大きい。

(2) 一般補助金

国から地方への財源移転は、地方自治体が自律的な施行が可能な一般補助金がある。一般補助金の代表的なものは、地方交付税である。また、地方教育財政交付金も一般補助金に分類される。ただ、地方教育財政交付金は普通交付金と特別交付金があるが、その中で普通交付金だけが一般補助金である³。

(3) 特定補助金

特定補助金は、国と地方の利害関係において使途が決まっているものである。国庫補助金は特定補助金であり、地方教育財政の国庫補助金も含まれる。2004 年までに実施していた地方剰余金は、特定補助金であったが、同年に廃止された。また、地方教育財政交付金のうち、特別交付金は、特定補助金に分類される。

2000 年までには、一般補助金より、特定補助金の割合が持続的に増加していたが、2000 年以降は、一般補助金の割合が増加していた。しかし、2009 年以降からは、国庫補助事業が急増しており、一般補助金より特定補助金の割合が再び高くなっている。2014 年からは、地方消費税である付加価値税が 5%から 11%に引き上げられたことにより、国税が減少し地方交付税である一般補助金の比重が減少したが、特定補助金の割合は増加している。

Ⅱ. 地方財政支援制度

第 1 表 地方財政支援制度の比較

	地方交付税	国庫補助金
根 拠	地方交付税法	補助金の予算及び管理に関する法律
目 的	地方自治体の財源保障	国家政策事業支援
財 源	内国税の 19.24% - 普通交付税：97% - 特別交付税：3% 不動産交付税：総合不動産税の全額 消防安全交付税：個別消費税 20%	国家の一般会計または特別会計予算として計上
財源性格	普通交付税・不動産交付税 ：一般財源（自主財源） 特別交付税：一般財源（特定事業）	特定目的財源（特定事業）
配 分	財源不足額の基準配分	事業別用途指定 地方費確保義務

出所：キム・ドンギ『韓国の地方財政学』法文社、2008 年、152 ページと安全行政部『地方自治体の統合財政概要（上）』2014 年、86 ページにより作成。

韓国における中央と地方の財政支援の重要な手段として地方交付税、国庫補助金、追加支援がある。第 1 表は、地方財政支援制度の比較を示したものである。

(1) 地方交付税

地方交付税は国税のうち、一部を財政力が脆弱な地方自治体の行政運営に必要な財源として交付され、地方団体間の財政を調整することで地方行政の均衡的な発展を期待する制度である。また、地方交付税は国家と地方が税源を共有する税源再分配の一つであり、地方自治体の独立的な固有財源としての性格をもつ。地方交付税は、本来、地方自治体の税収入として配分されるべきものであるが、地方団体間の財政不均衡を是正して一定の行政水準を維持するため、かわりに国家が徴収して一定の基準により地方自治体に配分されるものである。つまり、一種の間接課税形態の地方税である⁴。地方交付税は、法律で定めた客観的な基準によって財政力が弱い地方自治体に交付されるが、その用途については地方自治体に委ねられ、国家は一定の条件付や用途制限はできない。ただし、特別交付税は、用途指定や条件付与が可能になる。地方交付税は、形式的には国家の一般会計から支出される。そのため国庫補助金とは異なる。

(2) 国庫補助金

国庫補助金制度は、国家財政と地方財政を繋ぐ重要な要の役割を果たしており、一般的には特定補助金である⁵。国庫補助金は、中央政府が地方自治体に特定目的で提供する国庫補助金、広域自治体が基礎自治体に提供する市・道補助金がある。財政規模、財政波及効果、中央と地方間の財政および行政協力関係などの観点から以下のような特徴が挙げられる。

第 1 に、国庫補助金は、重要な地方財政の歳入源として活用されている。国庫補助金が地方財政に占める割合は、2000 年度半ばまで約 20%前後に推移していたが、2008 年度に 28.0%、2012 年度に 34.8%と急激に増加している⁶。

第 2 に、国庫補助金は、全国的に最小限以上の標準化された公共サービスの提供に寄与している。

第 3 に、国庫補助金は、地方財政と地域経済に多様な経済波及の効果をもたらしている。特定補助金は、特定の地方自治体が補助金を受けることによって事業のコストを削減する価格効果や国庫補助金により実質的な所得を増加させる効果をもたらす。

第 4 に、国庫補助金は、国家の財政資源を機能、及び事業別に割り当てて管理する効果的な手段としての役割を遂行する。また、地方自治体が遂行する保健、福祉、交通、地域開発、農林水産などの公共サービスを積極的に振起させる効果を遂行する。

第 5 に、国庫補助金は、中央政府と地方政府間に行政及び財政面の協力的な関係を形成する架け橋の役割を果たす。事業の計画段階から執行、及び事後管理段階まで中央政府と地方政府は、持続的に業務協議、資金の移転、執行モニタリング、事業調整、成果評価が行われる。このような関係は、国庫補助金が単純に資金移転のみならず、資金、事業、そして運営主体が同時に関係する複合的行政、財政運営システムであることを示唆している⁷。

第 6 に、国庫補助金は、地方財政の自立性を阻害し地方自治体間の財政力格差を深化させ

ることに注意を払うべきである。すなわち、国家プロジェクトは地方自治体が関心を示さなくても国の遂行により、国庫補助金が計上される。これにより地方団体は、優先的に遂行する地方の事業費より国庫補助事業に対するマッチング費を先に支出しなければならない。これは、地方自治体の財政自律性を制約することにもなる。また、地方自治体の財政力が弱く地方の費用負担能力がない地方自治体の場合、補助事業を中止することになり、さらなる地方自治体間の財政力格差を深化させる可能性が存在する⁸。

(3) 追加支援

追加支援は、国から地方政府に移転財源が交付されるが、その際、地方政府が中央政府の予算額より少なくなると、追加補正予算によって調整され、地方政府に交付される。つまり、財源調整の機能をもっている⁹。

2014 年の追加支援は、政府が取得税を引き下げたことにより、地方の税収が減少したことで、その減少額の全額を補填した¹⁰。また、不足した税収を確保するため地方消費税の税率を 5%から 11%に引き上げるなど、地方税制の改正も同時に行った。

Ⅲ. 地方教育財政支援制度

韓国の地方教育財政は、地方教育以外の一般地方財政とは独立し、地方教育特別会計として運営されるという二元的な構造になっている。その収入構成は、国からの移転財政（地方教育財政交付金と国庫補助金）と地方自治体からの移転財政に区分される¹¹。地方教育財政（市・道教育費特別会計）の歳入は、国からの支援金、地方自治体の繰入金、及び住民負担などの自主収入から構成される。自主収入は、地方教育自治体が直接に財源を調達することであり、基本的に学生の授業料と住民負担収入等である。

第 2 表は、地方教育財政を示したものである。その歳入の構造は、国からの支援金が 75.8%、自治体からの繰入金が 18.8%、自主収入が 4.5%であり、国からの支援金の割合が最も高い。国からの支援金は、地方教育費特別会計の財源である地方教育財政交付金、及び国庫補助金がある。そのうち、地方教育財政交付金は、教育部の一般会計から移転され、国庫補助金は教育部の本部予算から計上される¹²。その割合（2014 年度予算）は、地方教育交付金が 99.8%であるのに対し、国庫補助金は 0.1%に過ぎない¹³。

地方教育財政交付金の種類は、地方教育財政交付法第 3 条により普通交付金（一般補助金）と特別交付金（特定補助金）がある。その財源は、内国税総額の 20.27%と教育税の全額である。同法同条によると、普通交付金は、内国税の税収金額の 20.27%のうち、96%になっており、残りの 4%が特別交付金に配分される。ただ、特別交付金は、その使途が定められており、教育関連の国家試策事業による財政支援計画を立てて支援すべき特別な財政需要がある時、特別交付金財源の 60%、特別な地域教育懸案事業に特別交付金の財源 30%、普通交付金の算

第2表 市・道の教育費特別会計の歳入構造

区 分		内 訳
国からの 支援金	○ 地方教育財政交付金	(75.8%)
	ー 内国税	内国税の 20.27%
	ー 教育税分	教育税（国税）の全額
	○ 国庫補助金	国庫事業補助金
地方自治体か らの繰入金 (100%)	○ 地方教育税	(61.0%)
	○ タバコ消費税の繰入金	(8.2%)
	○ 市・道税の繰入金	(23.0%)
	○ その他	(8.7%)
教育庁の自主収入		学生授業料、財産収入など (4.4%)
地方教育債		地方教育債 (0.8%)
住民負担など		住民負担金、他の支援金 (0.03%)

出所：教育人的資源部『2007年教育費特別会計の歳入・歳出予算分析結果』をもとに作成。

定後に発生した災害による特別な財政需要、或いは財政収入の減少がある時、同財源の10%という規定が同交付税法第5条2に設けられている。

国庫補助金（国庫支援金、教育補助金）は、国と地方自治体との間に、利害関係のある事業を対象としており、その用途を特定し支給する依存財源である。教育補助金が教育関連の国庫事業に限定されるのに対して、一般地方財政での国庫補助金は、その支出範囲が地方教育以外の様々な分野に及ぶ¹⁴。

地方自治体からの繰入金は、地方教育税が61.0%、タバコ消費税の繰入金が8.2%、市・道税の繰入金が23.0%、その他が8.7%であり、主に地方教育税が最も高い割合を占めている¹⁵。地方教育税の課税標準と税率は、取得税額の20%、登録税額の20%、レジャー税額の40%、住民税均衡割（ただし、人口50万人以上は25%）の10%、財産税額の20%、自動車税額の30%、タバコ消費税額の50%がある。タバコ消費税の繰入金は、ソウル特別市・広域市のタバコ消費税額の45%が財源となる。

次に、市・道税の繰入金は、市・道税総額の3.6%～10.0%を適用し、ソウル特別市は10.0%、広域市と京畿道は5.0%、他の道は3.6%になる。その他、学校用地負担金は、住宅建設が増えると、それに伴って学校用地確保と教育環境改善のため制定された学校用地確保のための特例法に基づき、100世帯以上の民営住宅と職場、地域組合住宅、住宅・商業建物に課され、分譲価格の0.8%を負担させる。

第3表 地方交付税制度と地方教育財政交付金制度の比較

	地方交付税	地方教育財政交付金
構造	・普通交付税、特別交付税 ・分権交付税、不動産交付税	・普通交付税、特別交付税
財源	内国税（内国税収入の19.24%）	内国税（内国税収入の20.27%と教育税全額）
機能及び役割	・地方自治体の財政支援、財政公平化（法的、本源的機能） ・政府政策の実現	・地方教育自治体の財政支援、均衡教育発展、財政公平化（法的、本源的機能） ・政府政策の実現
配分方式	・配分公式使用（普通交付税） ・財政不足充実方式（gap-filling） 基準財政需要、基準財政収入比較 不足額の相当部分（80～90%）割当 財政需要、財政能力同時反映 直接的財政能力反映	・配分公式使用（普通交付金） ・財政不足充実方式 基準財政需要、基準財政収入比較 不足額全額割当 財政需要、財政能力同時反映 直接的財政能力反映
性格	一般用途支出、一般補助金	地方教育関連用途支出、教育包括補助金
財政効果	・所得効果と代替効果の存在 ・地域経済の波及効果、高いモラル・ハザード、ソフト予算制約の可能性	・所得効果と代替効果の存在 ・地域経済の波及効果、制限的モラル・ハザード、ソフト予算制約の可能性
管理主体	行政安全部	教育科学技術部
その他	・市・道、市・郡（自治区除く） ・不交付団体あり（資格配分） ・インセンティブ ・地方債の補填なし	・広域自治体（市・道教育庁） ・不交付団体なし（普遍的配分） ・インセンティブなし ・地方債の補填あり

出所：イム・ソンイル・ソン・ヒジュン『地方教育財政制度の改善方案』地方行政研究第25巻第3号、2011年、72ページ。

その他、教育庁の自主収入、地方教育債、そして住民負担などをあわせると、5.17%が地方教育費特別会計の歳入になる。そのうち、地方教育債は、地方債発行を通じて資金を調達する。地方債発行は、単式簿記会計で歳入に計上されるが、複式簿記会計では資産と負債に計上する。

第3表は、地方交付税制度と地方教育財政交付金制度を比較したものである。両者は、基本的に導入目的、概念、基本構造、運営方式などが類似している。地方交付税は、地方交付税法第1条に中央政府が地方自治体に不足した財政を支援し地方自治体の間に存在する財政不均衡を緩和する目的で運営している。また、地方教育財政交付金は、地方教育財政交付金法第1条に国が地方教育自治体（地方教育庁）の不足した財政を支援することで教育の均衡

発展をもたらす目的がある。両方は、普通交付税（金）と特別交付税（金）に構成され、その割合と機能も類似している。ただ、地方交付税が地方行政のすべての分野を対象にしているが、地方教育財政交付金は、小中等教育関連にサービスを限定して資金が提供される点が異なる。また、配分公式と内容、配分機能面においても差異がある¹⁶。

IV. 地方交付税

(1) 地方交付税の種類

地方交付税は、地方交付税法第 3 条により普通交付税、特別交付税、そして分権交付税及び不動産交付税に区分している。2014 年度の地方交付税の総額は、約 35 兆ウォンであるが、その中で普通交付税が 31 兆ウォン、特別交付税が 9861 億ウォン、分権交付税が 1 兆 6884 億ウォン、そして不動産交付税が 1 兆 1391 億ウォンである。その割合は、普通交付税が約 88.5%、特別交付税が 2.8%、分権交付税が 4.8%、不動産交付税が 3.2%を占めている¹⁷。

第 1 に、普通交付税はすべての地方自治体が一定の公共サービスを維持できるようにするため、標準水準の基本的な行政遂行の経費を産出し、地方税等の一般財源収入に充てられない不足分を一般財源として補填する財源である。普通交付税の財源配分は、毎年度、基準財政需要額に達していない地方自治体に対して交付する。ここでの基準財政需要額は、各地方団体の財政需要を合理的な基準によって地方自治体別に算定した標準的な財政需要額である。基準財政収入額は、基準財政需要額に対応した概念であり、各地方自治体の財政力を合理的な基準によって地方自治体別に算定した標準的な財政収入額である。

第 2 に、特別交付税は普通交付税の算定方法では地方自治体のすべての財政需要を賄いきれない限界を補完する制度的な措置であり、次のように交付される。①普通交付税の算定に使用された基準財政需要額の算定方法としては掴めない特別な地域懸案需要がある時、②普通交付税の算定期日を過ぎて発生した災難の復旧や災難及び安全管理のため特別な財政需要が発生する時や財政収入の減少が生じる時、③国家的な奨励事業、国と地方自治体間の連携が必要な事業、地域重点施策、または地方行政及び財政運用の実績が優秀な地方自治体に財政支援等の特別な財政需要がある場合などに使用される。このように特別交付税は、普通交付税の補完的な機能としての役割が大きい¹⁸。

第 3 に、分権交付税は 149 の国庫補助事業を地方に移譲し、これに必要とする財源を合理的に補填するため 2005 年度に導入された。これは、2014 年までに運営されていたが、2015 年からは普通交付税に統合された。分権交付税制度は、国庫補助事業の地方移譲のため効率的な財源移転のルートとして設けられ、地方財政において分権と責任原則を実現するという観点でその意義がある。

第 4 に、不動産交付税は不動産税制の改正に伴い、既存の地方税である総合土地税と財産税の一部を国税である総合不動産税に転換したことによって地方自治体の保有税などの減少

が見込まれ、その減少分の補填と地域均衡の発展を図るため 2005 年度から交付されている。

(2) 総額の決定（マクロの決定）

地方交付税は、地方交付税法第 1 条に地方自治体の行政運営に必要な財源を交付し、その財政を調整することで地方の行政を健全に発展させることを目的とする。財政調整機能（財源の均衡化）は、国家が地方自治団体間の財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて地方自治体の相互間の過不足を調整し、地方財政力の水準の均衡化を図る。財政保障機能（財源の保障）は、マクロ的に地方交付税総額を内国税の一定率で法定化し地方財源を総額として保証されており、ミクロ的に基準財政需要額、基準財政収入額という一定な基準を設定し、どの地方団体に対しても地方行政の計画的に運営が可能となるように、必要な財源を保障する¹⁹。

地方交付税は、本来地方自治体の税収入とすべきものであるが、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるように財源を保障するという見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再分配することとされており、固有財源という性格を持っている。

地方交付税の使途は、地方自治体の自主的な判断に任されており、国がその使途を制限したり、条件をつけたりすることはできない。国庫補助金とは、根本的に異なっており、地方交付税は地方自治団体の一般財源として地方交付税法第 1 条にも規定されている。財源は、内国税総額の 19.24%であり、前々年度の内国税の精算額である²⁰。

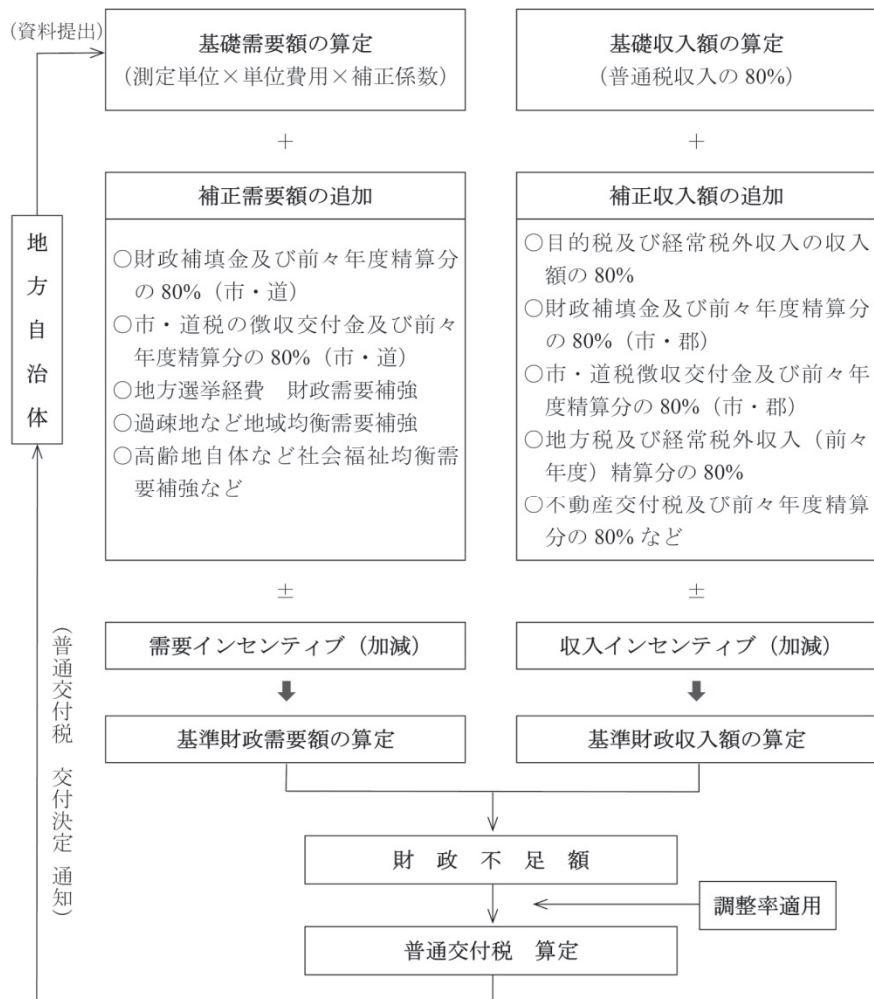
国家は、地方交付税法第 5 条により、毎年地方交付税の予算を編成しなければならない。追加予算によって地方交付税である国税が増減した場合、地方交付税も同様に調整しなければならない。ただし、国税が減少する場合、地方財政状況を鑑み、2 年後の年度に地方交付税を調整することができる。

地方交付税のギャップについて、同法の規定により、次のように遅くとも 2 年後の年度の国家予算に計上して精算しなければならない。①内国税の予算額とその決算額のギャップによる地方交付税の差額、②総合不動産税の予算額とその決算額のギャップによる地方交付税の差額である。これらにより、地方交付税の総額が決定される。

(3) 個々の地方自治団体への配分（ミクロの決定）

第 1 図は普通交付税の決定を示したものであり、普通交付税は地方交付税法の第 6 条第 1 項の規定により毎年度の基準財政収入額が基準財政需要額に達していない地方自治体に対してその不足分を基礎として算定し交付するようになっている。同法 2 項に、安全行政部長官は、第 1 項による普通交付税を交付する際、各地方自治体の長に次の資料を添付して普通交付税の決定を通知しなければならない。それは、①普通交付税の算定基礎資料、②地方自治団体別の内訳、③関連資料である。

第1図 普通交付税の決定



出所：安全行政部『2014 年度、地方交付税の算定解説』安全行政部交付税課、2014 年、13 ページ。

基準財政需要額は、地方交付税施行令に規定された測定項目及び測定単位、同法の施行規則で規定された単位費用と補正係数によって算定する基礎需要額がある。また各種法律などに基づいて算定する法定補正需要及び地域均衡需要、社会福祉均衡需要が補正需要額として追加される。そして地方自治体の経費削減などの努力程度を反映するインセンティブの反映金額が加えられ、それらを合算した後、算定する。算定に必要な基礎統計資料は、自治体の長が作成し提出する資料が用いられる。

基準財政需要額は、地方交付税法令が定めた地方税法上の普通税を基礎収入とし、目的税及び経常税外収入、一般財政補填金、市・道税の徴収交付金などは補正収入額として追加し、税収の増大努力のインセンティブなどを反映した反映金額も合算した後、算定する。

基準財政需要額と基準財政収入額の差は、財政不足額を算定し財政不足が発生した場合、

地方自治体の財政不足額を合算した後、普通交付税の総額に財政不足額の総額が合致できるように調整率を適用する。その後、各地方自治体の財政不足額に調整率を掛けて地方自治体別の普通交付税の交付額を算定する²¹。

おわりに

韓国における国と地方の財政規模は、1990年から2014年の間に、国が702%、地方が769%も拡大してきた²²。同期間中、国税と地方税は、それぞれ706%と756%増大している。しかし、同期間中に財政規模（約40%）と地方税（約20%）の割合は、ほぼ横ばい状態を保ってきている。国と地方の財政関係を考えると、この15年間、財政構造がほとんど変わらないことになる。これは、最近の地方分権を考えると財源移譲は十分に行われたとは言い難い。

このような状況の中で、地方政府は、移転財源である地方交付税、国庫補助金に頼らざるを得ない財政システムになっている。特に、地方財政の補助金は地方自治体の歳入に占める割合が日本の16.2%に対して、韓国はその約2倍（37.3%）以上に上っており、韓国の地方財政にとって補助金は必要不可欠な財源になっている。

しかし、地方財政は少子化対策として児童福祉費、高齢化に伴う社会保障費、地域経済活性化のための事業など、新たな行政需要に対する新たな財源の確保が求められる。そのため、地方交付税と地方教育財政交付金が二元的になっているが、既存の地方財政交付率（19.24%）と地方教育財政交付率（20.27%）の法定率は統合する必要があると考える。それにより地方自治体における地方交付税の法定率が39.51%になり、新たな行政需要に対し総合的な観点から地方交付税の運営ができると考える。

【注】

¹ 国税は、その賦課に通関手続きが必要かによって内国税と関税に区別する。関税は、外国からの品物を輸出・輸入するときに課する。関税を除いた国税は、すべて内国税である。

² 1円は、9.46ウォン（2015年8月14日現在）である。

³ イム・ソンイル・チュ・ヒジュン『地方教育財政の改善法案』地方行政研究第25巻第3号、65ページ。

⁴ 安全行政部『2014年度、地方交付税 算定解説』安全行政部交付税課、2014年、3ページ。

⁵ 国から地方自治体に交付する際に、交付条件によって一定の範囲、または地域の事業や一定な効果を求める事業を推進するため、経費を支援する補助金は、一般補助金になる。ただし、特定事業に必要な経費を支援するため、その使用元を限定して支出する補助金は、特定補助金である。

⁶ 財政庫ホームページ（<http://lofin.mopas.go.kr>）による。

⁷ イム・ソンイル『地方財政』『国庫補助金制度の課題と改善方向』韓国地方財政共済会、第4号、2012年。

⁸ ソン・ヒジュン他『地方財政論』大明出版社、2011年。

- ⁹ 国会予算政策処ホームページ (<http://stat.nabo.go>)。
- ¹⁰ 企画財政部のホームページ (<http://www.mosf.go.kr>) の報道資料 2015 年 11 月 24 日。
- ¹¹ 教育財政は、一般地方財政会計と地方教育費特別会計の二元的に行われている。教育という支出項目は、一般地方財政と地方教育財政に区別される。一般地方財政の教育市支出は学校教育以外の教育関連支出であるのに対して、地方教育財政は初等（小）・中等・高等学校への教育支出である。
- ¹² ユ・キョンモン『教育・警察行政の地方委譲による中央政府と地方政府の財政負担方案』韓国地方財政学定期学術大会、1999 年、32 ページ。
- ¹³ 企画財政部『租税概要』2014 年、12 ページ。
- ¹⁴ 鞠重鎬『韓国の財政と地方財政』春風社、2015 年、201 ページ。
- ¹⁵ 教育人的資源部『2007 年教育費特別会計の歳入・歳出予算分析結果』による金額の割合である。
- ¹⁶ 地方教育財政交付金は、地方交付税に比べると財政の公平性よりは財政支援の性格が強いと考えられる。
- ¹⁷ 韓国の地方教育費特別会計における地方教育財政交付金と教育財政以外の地方財政（一般会計）地方交付税を加算した地方交付税の地方歳入の日韓比率は、日本の地方交付税が 18.4%（2012 年度）と韓国の地方交付税が 37.7%（2012 年度）であり、韓国の地方交付税の方が地方歳入に占める比率が高い。
- ¹⁸ 安全行政部『2014 年度、地方交付税 算定解説』安全行政部交付税課、2014 年、12 ページ。
- ¹⁹ 地方交付税制度研究会編『平成 26 年度、地方交付税のあらまし』2014 年、13 ページ。
- ²⁰ ただし、国税のうち、教育税、交通税、農特税など目的税と総合不動産税、国家均衡発展特別会計の使用財源である酒税は除く。また、政府の追加予算のため内国税の増減がある場合、地方交付税も増減させる。
- ²¹ 安全行政部、前掲書、2014 年、15 ページ。
- ²² 安全行政部『地方自治体の統合財政概要（上）』2014 年、145 ページ。

【参考文献】

- [1] 안전행정부『2014 년도 지방교부세 산정해설』안전행정부교부세과, 2014 년.
(安全行政部『2014 年度、地方交付税 算定解説』安全行政部交付税課、2014 年。)
- [2] 라휘문『지방재정론』한국행정 DB 센터, 2014 년.
(ラ・ヒモン『地方財政論』韓国行政 DB センター、2014 年。)
- [3] 김동기『한국지방재정학』法文社, 2008 년.
(キム・ドンギ『韓国地方財政学』法文社、2008 年。)
- [4] 권형신의『한국의 지방재정 이론과 실무』해남, 2006 년.
(コン・ヒョンシン他『韓国の地方財政 理論と実務』ヘナム、2006 年。)
- [5] 임성일『한국재정』「국고보조금제도의 문제와 개선방향」한국지방재정홍제회, 제 4 호, 2012 년.

- (イム・ソンイル『地方財政』「国庫補助金制度の課題と改善方向」韓国地方財政共済会、第4号、2012年。)
- [6] 임성일, 손희준『지방교육재정제도의 개선방안』지방행정연구 제25권제3호, 2011년.
(イム・ソンイル、ソン・ヒジュン『地方教育財政制度の改善方案』地方行政研究第25巻第3号、2011年。)
- [7] 손희준『지방재정론』대명출판사, 2011년.
(ソン・ヒジュン他『地方財政論』大明出版社、2011年。)
- [8] 안종석『지방교부세 배분방식개편에 관한 연구』한국조세연구원, 2008년.
(アン・ジョンソク『地方交付税の配分方式改变に関する研究』韓国租税研究院、2008年。)
- [9] 김필현『우리나라의 지방교부세제도에 관한 연구』한국경제연구원, 2014년.
(キム・ピルヒョン『我が国の地方交付税制度に関する考察』韓国経済研究院、2014年。)
- [10] 안전행정부『지방자치단체의 통합재정개요(상)』, 2014년.
(安全行政部『地方自治体の統合財政概要(上)』2014年。)
- [11] 韓国統計庁ホームページ (<http://kostat.go.kr>)。
- [12] 財政庫ホームページ (<http://lofin.mopas.go.kr>)。
- [13] 国家(韓国)法令情報センター (<http://www.law.go.kr>)。
- [14] e-나라指標 (<http://www.index.go.kr>)。
- [15] 地方交付税制度研究会編『平成26年度、地方交付税のあらまし』2014年。
- [16] 鞠重鎬『韓国の財政と地方財政』春風社、2015年。

National and Local Government Financial Relationships in South Korea

Hee-Suk Lee

Abstract

Financial relationships between national and local governments in South Korea typically are such that the national government allocates financial resources to local governments through a centralized financial system. In particular, by functioning as local financial security and financial adjustment apparatus, local allocation taxes distribute financial resources so that public services are available throughout each region.

This paper thus considers such national and local financial relationships in South Korea, focusing on national and local financial resource allocation, as well as national and local expenditures and subsidies. Moreover, as local allocation tax is the core of national-local financial relationships, this project also investigates the mechanisms of local allocation tax, including the type of local allocation tax, the determination of the total amount, and allocation to local governments.

